

令和 7 年度山形県未収金発生防止及び 債権管理・回収に関する取組方針

○目標

- 1 県税（県税に附帯する税外収入を含む）
年度末の収入未済額が前年度を下回ること
- 2 医業未収金（過年度分）
年度末の収入未済額が前年度を下回ること
- 3 その他未収金
年度末の収入未済額が前年度を下回ること
（令和 7 年度発生の中小企業高度化資金貸付金を除く）

○全庁的な未収金対策

1 山形県未収金対策本部事務局の取組み

本県の未収金について、その発生の未然防止と効果的な収納を全庁的に推進するため、次の取組みを行う。

(1) 未収金ヒアリングの実施

山形県未収金対策本部事務局（会計局会計課）による 3 段階のヒアリング及び新規未収金発生防止のためのヒアリングにより、各所属の取組状況に応じた指導・助言を行う。

① 期首（担当者）ヒアリング

未収金 100 万円以上の所属を対象に実施

② 期中（所属長）ヒアリング

期首ヒアリングにおいて改善が必要と考えられる所属を対象に実施

③ 期末（担当者）ヒアリング

期首ヒアリングの所属を対象に、その後の取組状況を確認

④ 未収金未然防止のためのヒアリング

新規未収金発生額が前年度より増加した所属を対象に①～③と併せて実施

(2) 債権管理担当者実務研修会及び個別事例相談会の開催

自治体の債権管理に精通した弁護士を講師に招へいし、債権管理担当者が、自治体における債権管理の基本原則や実務上の頻出論点についての知識及び現場で活かせる実践的なスキルを身につけるための研修会を開催する。

（対象：山形県及び県内市町村の職員）

(3) 債権回収の民間委託の実施

- ① 目 的 全庁的な未収金の削減及び回収業務の効率化を図るため、回収困難な一部債権について、債権回収の民間委託を実施。
- ② 受 託 者 弁護士法人一番町綜合法律事務所
選定方法：公募型プロポーザル方式
- ③ 委託期間 令和6年6月1日から令和9年5月31日まで
(長期継続契約)
- ④ 委託債権 561件 172,901千円 (R7年度見込)
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入(違約金含む)
 - ・育英奨学金貸付金元利収入(違約金含む)
 - ・特別貸与奨学金貸付金元利収入(違約金含む)
- ⑤ 委託内容 納付請求業務、交渉業務、所在調査業務、相続関連調査、回収金受領業務等

(4) 弁護士による法律相談の実施

未収金の発生の未然防止と効果的な収納を推進するため、「未収金の管理及び回収に関する法律相談実施要領」により弁護士による法律相談を実施。

- ① 契約弁護士 安孫子綜合法律事務所
弁護士 安孫子 英彦氏
- ② 内容 本県の未収金の管理及び回収に関する法令の解釈及び適用その他の法律問題等についての助言を受ける。

(5) 未収金の新規発生防止に係る取組みについての情報共有の実施

未収金の発生を未然に防止するための取組みについて各債権管理者や外部有識者から情報を収集し、各債権管理者間で情報を共有する。

2 債権管理者の取組み

債権管理者は、未収金額の縮減を図るため、未収金の発生を未然に防止するとともに、発生した未収金を効率的に収納するため次の取組みを推進する。

(1) 未収金の未然防止

- ① 契約締結時などにおける償還計画の審査等の強化や、債務者及び保証人に対する違約金等を含む制度周知の徹底など、適切な制度運用を図る。
- ② 日ごろから債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握する。
- ③ コンビニ納付、キャッシュレス決済等を拡大することで、より債務者が納入しやすい環境を整備していく。また、利用促進のための周知を行う。

(2) 債権の適切な管理

各債権の根拠法令や財務規則、山形県債権管理マニュアル等に基づき、債権の督促、履行延期の特約等、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとり、債権の発生から消滅までを適切に管理する。

それでもなお回収の見込みがない債権については、法令に基づき、減免・債権の放棄等適切な債権の整理を行う。

(3) 未収金縮減目標値の設定

所管する債権について、金額、督促等の経過、債務者の状況等を把握した上で、債権ごとに未収金縮減目標値を設定する。

(4) 計画的な債権回収業務と進行管理

取組方針に基づき債権回収業務を実施し、その進捗状況を管理する。

債権回収に当たっては、法令を遵守し、債権及びその債務者等が有する特殊性を考慮しつつ、例えば、異なる債権回収業務担当者間で発生の未然防止や効果的な回収手法の共有を図る等、組織を挙げて債権回収に取り組む。

(5) 債権管理事務に係る所属自己点検の実施

適正な債権管理事務の実施及び年度末における収入未済額の縮減を図るため、「債権管理事務等に係る所属自己点検実施要領」により、自己点検を実施し、不適正項目があった場合は速やかに改善する。

また、人事異動に際して、事務引継書に自己点検表を添付し後任者に引き継ぎを行う。

令和 7 年度県税における未収金対策

目 標 年度末の収入未済額が前年度を下回ること。

1 個人住民税の徴収対策（県と市町村との連携による取組み）

（１）地域協議会における滞納事案検討会及び市町村と連携した滞納整理

個人住民税に係る滞納事案について、解決手法を検討する滞納事案検討会を個別市町村と随時実施。その検討結果を受けて、市町村と連携した滞納整理（共同催告、共同徴収等）を実施

（２）山形県地方税徴収対策本部事業の取組み

- ① 県・市町村税務職員合同の研修会をレベル別・コース別に開催（４回）
- ② 市町村への個別訪問による滞納整理の助言等を実施
- ③ 全県的な納税推進強調月間の設定（12 月）

2 自動車税種別割の納期内納付率の向上対策

（１）納税通知書の早期発送

（２）企業訪問等による納期内納付の呼びかけ

（３）テレビ、ラジオ、新聞広告、県・市町村広報誌、ポスター配布などによる広報を展開

3 計画的・効率的な滞納整理の実施

（１）滞納整理強調月間（３か月程度）における長期滞納案件等の整理

（２）納税推進強調月間（１２月）における全県的な啓発キャンペーンや滞納整理の実施

（３）財産の差押や差押財産の公売、デジタルによる預貯金等調査を実施

（４）滞納者の事情に応じた納税の猶予制度の適切な活用

4 納めやすい納税環境の整備

口座振替、コンビニ納付、インターネットによるクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付などの利用促進のための広報を展開（上記 2（３）の取組みと一部重複）。

また、県民生活の利便性向上、官民の業務効率化や生産性向上に資するキャッシュレス納付の普及に向け機運を醸成。

令和 7 年度過年度医業未収金対策に係る取組方針

○ 目標（令和 7 年度）

「年度末の収入未済額（過年度分）が前年度を下回ること。」

○ 医業未収金における独自の未収金対策

1 新たな未収金の発生防止

- ①退院時請求の促進
- ②中央病院における夜間・休日外来患者への当日会計の実施
- ③クレジットカード払いによる会計の実施
- ④高額医療費の現物給付など公的給付金の利用促進
- ⑤中央病院における医療費後払いサービスの活用【新規】
- ⑥連帯保証人代行制度の活用
- ⑦未収金対策研修会の実施【新規】

2 債権回収の強化

- ①コンビニ納付による会計の実施
- ②生活困窮者に対する分割納入の斡旋
- ③未収金回収業務の弁護士法人への委託
- ④民事訴訟法における支払督促の強化